



島根県報

令和8年2月24日（火）

第 6 9 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する（総 務 課） 2
規則

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（高齢者福祉課） 2
農地を利用する権利の設定に関する裁定（4件）（農業経営課） 2
指定漁船調書の縦覧（水 産 課） 4

【公 告】

肥料の登録の更新（農山漁村振興課） 5
農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件）（農業経営課） 6
公共測量の実施（技術管理課） 7
都市計画公聴会の開催（都市計画課） 8
都市計画事業変更の認可（ ” ） 10

【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る（文化財課） 11
提案競技の実施

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施（警察本部） 15

公布された条例等のあらまし

◇知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（規則第4号）

1 規則の概要

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則は、廃止することとした。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第4号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------|-------------------|-------------------|-----------|
| 社会福祉法人 海士町社会福祉協議会 | 通所介護 | 社会福祉法人 海士町社会福祉協議会 | 隠岐郡海士町大字海士3969番地1 | 令和8年3月31日 |

島根県告示第100号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------|----|------------|
| 出雲市武志町209番 | 田 | 875 |
| 出雲市武志町210番 | 田 | 1,417 |
| 出雲市武志町530番 | 田 | 756 |
| 出雲市武志町532番1 | 田 | 1,030 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|---------|----------|----------------------|-----------------|
| 水田として利用 | 令和8年3月1日 | 権利の始期から令和12年12月31日まで | 20,390 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

| 農地の所在及び地番 | 所有者等 |
|-------------|--------|
| 出雲市武志町209番 | 森山 百合子 |
| 出雲市武志町210番 | 森山 百合子 |
| 出雲市武志町530番 | 森山 百合子 |
| 出雲市武志町532番1 | 森山 百合子 |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第101号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 雲南市加茂町加茂中330番8 | 田 | 2,314 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|---------|----------|---------------------|-----------------|
| 水田として利用 | 令和8年3月1日 | 権利の始期から令和11年3月31日まで | 30,000 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

| 農地の所在及び地番 | 所有者等 |
|----------------|--------|
| 雲南市加茂町加茂中330番8 | 坂本 ヨシ子 |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第102号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------|----|------------|
| 飯石郡飯南町上赤名1641番3 | 田 | 1,345 |
| 飯石郡飯南町上赤名1641番4 | 田 | 1,248 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|---------|----------|---------------------|-----------------|
| 水田として利用 | 令和8年4月1日 | 権利の始期から令和18年3月31日まで | 25,930 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

| 農地の所在及び地番 | 所有者等 |
|-----------------|-------|
| 飯石郡飯南町上赤名1641番3 | 田村 文子 |
| 飯石郡飯南町上赤名1641番4 | 田村 文子 |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第103号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 飯石郡飯南町上赤名130番1 | 田 | 747 |
| 飯石郡飯南町上赤名131番1 | 田 | 1,514 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|---------|----------|---------------------|-----------------|
| 水田として利用 | 令和8年4月1日 | 権利の始期から令和13年3月31日まで | 11,305 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

| 農地の所在及び地番 | 所有者等 |
|----------------|-------|
| 飯石郡飯南町上赤名130番1 | 田村 文子 |
| 飯石郡飯南町上赤名131番1 | 田村 文子 |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第104号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係

る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町御津462-4 小笹伸明
 " 574 岸 浩二
 " 600 金崎良太

イ 加入区

御津加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市小伊津町1557 福田 薫
 " 平田町2973-46 山根幹男
 " 坂浦町530-1 郷原豊美

イ 加入区

平田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の 名称 | 保証成分量 (パーセント) | その他の 規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 登録有 効期限 |
|------|-------|-----------|------------------|------------|-----------------|------------|
| 島肥登第 | 魚かす粉末 | 魚かす粉 | 窒素全量 9.0 | 公定規格 | 有限会社黒川商店 | 令和14年 |

| | | | | | | |
|--------------|-------------|-------------|-----------------------|--------------|----------------------------|----------------|
| 409号 | | 末9-6 | りん酸全量 6.0 | のとおり | 島根県浜田市港町307番地1 | 3月12日 |
| 島肥登第 410号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機 6-5 | 窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0 | 公定規格 のとおり | 有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1 | 令和14年 3月12日 |
| 島肥登第 411号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機 5-4 | 窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 | 公定規格 のとおり | 有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1 | 令和14年 3月12日 |

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 大田市久手町波根西3009番 | 田 | 2,732 |
| 大田市久手町波根西3010番 | 田 | 2,537 |

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|--------------|----------------------|-----------------|
| 令和8年6月1日 | 権利の始期から令和18年12月31日まで | 114,400 |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月10日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|----|------------|
| 江津市波積町北166番 1 | 田 | 2,165 |
| 江津市波積町北169番 1 | 田 | 949 |
| 江津市波積町北169番 2 | 田 | 1,852 |

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|--------------|----------------------|-----------------|
| 令和8年4月1日 | 権利の始期から令和12年12月31日まで | 37,250 |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月10日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和8年2月4日から同年3月31日まで

3 作業地域

益田市左ヶ山町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催日時

令和8年3月19日 午後2時から

2 開催場所

島根県邑智郡川本町大字川本332-15

悠邑ふるさと会館 大会議室

3 都市計画の案の概要

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

コンパクトで持続可能な都市づくり

安全で快適な生活環境の形成による住みやすい都市づくり

美しく豊かな自然と歴史・文化を活かす都市づくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

ア 土地利用の方針

(7) 主要用途の配置方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地の各配置方針を定める。

(4) 土地利用の方針

「居住環境の改善又は維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」及び「計画的な都市的土地利用」に関する方針を定める。

イ 都市施設の整備の方針

(7) 交通施設

a 基本方針

広域交通・都市内幹線道路網の確立、市街地内道路網の確立とともに、公共交通機関の維持及び充実を図る。

b 整備水準の目標

令和7年度末現在で、都市計画道路の改良率は54%となっているが、長期未着手都市計画道路について将来の都市像に沿った計画となっているかを点検・検証し、必要であれば見直しを行った上で、概ね20年後には100%となることを目標として整備を進める。

(4) 下水道及び河川

a 基本方針

下水道の整備手法については、合併浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

河川について、江の川の治水対策については、昭和47年7月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河川改修等を行うものとする。その他の中小河川については江の川の改修状況を勘案しながら、必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図る。

b 整備水準の目標

下水道については、令和6年度末現在で、66%である川本町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努める。

河川について、江の川は江の川水系河川整備計画目標流量を主要な地点である川本において $9,400\text{m}^3/\text{s}$ と定め、洪水の安全な流下を図る。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(ウ) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、必要に応じた施設の整備を図る。

ウ 市街地開発事業の方針

治水対策と都市基盤整備を円滑に進めていく上で、治水事業による宅地高上げを推進していく。

エ 自然的環境の整備又は保全の方針

基本方針

豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は川本町地域整備課（川本町大字川本271-3）のいずれかに、令和8年3月9日（月）（必着）までに提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び川本町地域整備課に備えて、令和8年2月24日（火）から同年3月9日（月）まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22-5699

別記様式

意見申出書

令和8年3月19日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
川本都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和8年中国地方整備局告示第13号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和8年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・13号松江熊野線
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
松江市東津田町 松江県土整備事務所
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし

- (2) 使用の部分 変更なし

教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年2月24日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守

(2) 仕様

別に定める「島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る仕様書」による。

(3) 期間

施工期間 契約締結日の翌日から令和8年（2026年）8月31日まで

賃貸借及び保守期間 令和8年（2026年）9月1日から令和13年（2031年）8月31日まで

(4) 提案価格の上限額

総額 81,350千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度（2026年度） 9,491千円

令和9年度（2027年度） 16,270千円

令和10年度（2028年度） 16,270千円

令和11年度（2029年度） 16,270千円

令和12年度（2030年度） 16,270千円

令和13年度（2031年度） 6,779千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (7) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(11) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する業務を行う者であること。

(12) 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績があること。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

公告の日から令和8年3月16日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(4) 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

4 質問票の受付及び回答

この提案競技に関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 提出方法

質問票（様式第5号）を電子メールにより提出すること。なお、メールが届いていることを電話により確認すること。

(2) 受付期限

令和8年3月9日（月）午後5時まで

(3) 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

電話 0853-53-8603 F A X 0853-53-5350 電子メール rekihaku@pref.shimane.lg.jp

(4) 質問への回答

令和8年3月12日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより回答する。

5 提案競技への参加に関する手続

(1) 資格確認申請に係る書類

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申請書（様式第1号） 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないことの証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）※県内に事業所を有する場合は不要

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

キ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定証の写し 1部

ク 委任状（様式第2号）※権限を委任する場合 1部

ケ 担当者届（様式第3号） 1部

コ 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績一覧表（様式第4号） 1部

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時まで（郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

(4) 提出先

4の(3)に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

5の(1)の書類を提出した提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年3月18日（水）までに、郵送又は電子メールにて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案競技参加資格を得た者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案書提出書（様式第6号） 1部

イ 提案書 9部

ウ 提案書の電子データ 2部（PDF形式及びオリジナル形式のデータ CD又はDVDディスク）

エ 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績一覧表（様式第4号） 9部

オ 見積書（様式第7号） 1部

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時まで（郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

(4) 提出先

4の(3)に同じ。

8 選定方法

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、予定事業者を選定する。

(1) 審査及び選定

審査委員会は、提出された書類の内容について書類審査及び提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施の上、あらかじめ設定した評価基準により審査し、最も評価が高い者を選定する。

(2) 評価の方法

評価及び得点の付与に当たっては、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

(3) 評価項目

審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーション等の内容について、以下のアからウまでの観点を特に考慮の上、評価を行う。

ア 事業者の専門性及び人員・組織体制

イ 業務全般の執行に係る確実性

ウ 提案価格

- (4) プレゼンテーション等の日程については、令和8年4月16日（木）を予定している。実施日時等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案価格の上限額を超える見積をしたとき。
- (2) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した予定事業者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 時刻は、日本の標準時刻とする。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (8) なお、令和8年2月定例島根県議会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、提案競技は行わないこととする。

12 提案競技に関する問合せ先

4の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Type of services to be procured :

- a Lease of hardware and software for the security systems, Shimane Museum of Ancient Izumo
 - b Maintenance of the above mentioned equipments
- (2) Performance period : From the contract date to 31 August 2026
- (3) Deadline for the submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. 6 April 2026
(Applications via mail must be received at the above office by 5 : 00 p.m. on the same day)
- (4) Contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kizukihigashi, Taisha-cho, Izumo-shi, Shimane Pref, 699-0701, Japan
TEL : 0853-53-8603
E-Mail : rekihaku@pref.shimane.lg.jp
- (5) Note : All procedures will be conducted in Japanese only.

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第5号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

令和8年2月24日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

- (1) 空港保安警備業務1級
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (2) 空港保安警備業務2級
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者
- (3) 施設警備業務1級
旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
- (4) 施設警備業務2級
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務2級
交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (7) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和8年5月8日（金）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和8年4月13日（月）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- (イ) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通
- (ウ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- (エ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- (オ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(ウ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が島根県内に所在するもの

(ア) 住所地を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。